

学校番号 (36)
 学校名 福岡市立西高宮小学校
 校長名 中秋 貴雄 印
 (生徒指導担当者 福原 和史)

平成 31 年度 福岡市立西高宮小学校 いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

毎月行う学校生活アンケート等により子ども達の気になる言動を早期発見し、いじめの未然防止に向けて組織的に対応する。また、いじめを許さない雰囲気づくりを行うため、いじめゼロサミットを受けて、計画委員会の児童を中心にいじめゼロに向けて全校児童で考えさせる。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3つのポイントをあげる。

- (1) 児童が自分や友達のよさを知り、互いに認め合い、自分に自信をもつことができるようにする。
- (2) 人権感覚を高める人権教育を推進し、人権尊重の精神から「いじめ」を見逃さない児童の育成に努める。
- (3) 「いじめを絶対許さない」「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念を持ち、組織的対応を行い、早期発見・早期解決に努める。

<西高宮小 いじめゼロ宣言>

に	にこにこ笑おう、みんな笑顔【笑顔】
し	しあわせいっぱい 世界一【幸せ】
た	たのしく過ごそう、学校生活【楽しい】
か	かなしむ友だち、見捨てない【助け合い】
み	みんな友だち、みんな仲良し【仲良し】
や	やめよう、人がいやがること【思いやり】

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- 児童が主体となって、いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち、いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する。
- 「学校生活アンケート」等を月に1回以上実施し、学期に1回、無記名の「いじめアンケート」を実施する。

○Q-U等を実施する学年・学級については、結果を分析し、実態に応じた支援を行う。特に、Q-Uにおける要支援群の児童には、直ちに組織的かつ適切な支援を行い、自己有用感や所属感を持つことができるように「居場所づくり」を行う。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

○保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図る。

○学校サポーター会議、学校警察連絡協議会等を活用する。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

(1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害児童の権利等を擁護する。

(2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。

(3) いじめに関する早期発見のための取組や相談体制を整備する。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ、加害児童への対応を含む）

(1) いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を、直ちに確保し、組織的に対応する。

(2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。

(3) 教育相談課等と連携し、被害児童と保護者の権利・利益を擁護するための配慮として、別室指導・カウンセリング等の心のケアを行う。

(4) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。

(5) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い、児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

(6) 加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、加害児童が抱える問題の解決を図る。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

(1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、学校基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。

(2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」

- や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために、Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート実施後、事例検討会において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにし、また、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。
- (2) 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページや通信等で広く周知を図るとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。
- (3) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

○名称 西高宮小学校 いじめ防止対策委員会

○役割

- ・学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割
- ・基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・関係のある児童への事実関係の聴取、組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

(2) 組織の構成（別添資料1参照）

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

○名称 西高宮小学校 いじめ問題対策委員会

○役割

- ・重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・重大事態に係る事実関係の調査
- ・調査結果を教育委員会に報告
- ・調査結果について関係児童及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成員

西高宮小学校 いじめ問題防止委員会、スクールカウンセラー、
 スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童等への取組 及び児童の活動		職員研修等		チェ ック
4	学校いじめ防止基本方針作成 学校生活アンケート	P C	校内いじめ防止対策委員会 学校いじめ防止基本方針作成	P P	
5	学校生活アンケート	C	校内いじめ防止対策委員会	C	
6	学校生活アンケート いじめゼロ取組月間	C D	西高宮小いじめ防止対策委員会	P C	
7	学校生活アンケート いじめアンケート	C C	校内いじめ防止対策委員会 QUアンケートの結果分析	C	
8	いじめゼロサミット2019参加	D	校内いじめ防止対策委員会 QUアンケートの結果を受けて取組の検討	C	
9	学校生活アンケート いじめゼロ実現プロジェクト	C D	校内いじめ防止対策委員会	C	
10	学校生活アンケート	C	校内いじめ防止対策委員会	C	
11	学校生活アンケート	C	校内いじめ防止対策委員会	C	
12	学校生活アンケート いじめアンケート	C C	西高宮小いじめ防止対策委員会	C	
1	学校生活アンケート	C	校内いじめ防止対策委員会	C	
2	学校生活アンケート	C	西高宮小いじめ防止対策委員会	A	
3	学校生活アンケート いじめアンケート	C C	校内いじめ防止対策委員会	A	

※ いじめゼロ取組月間は、1学期に設定すること。いじめゼロ実現プロジェクトは、
 2学期に設定すること。

※ いじめに関するアンケートを月1回以上実施する。無記名式のアンケートは学期
 1回以上実施する。

※ いじめ防止等の対策のための組織の構成員のうち、学校の教職員のみで行う「校
 内いじめ防止対策委員会」は月に1回開催すること。

※ 学校外の関係者を含めた「〇〇小（中）いじめ防止対策委員会」は、学期に1回
 開催すること。＜チェック欄は、A・B・Cを記入（Aが上位）＞